

霧島市条例第11号  
平成28年3月29日

霧島市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 前田 終止

霧島市火災予防条例の一部を改正する条例

霧島市火災予防条例（平成17年霧島市条例第297号）の一部を次のように改正する。  
別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条、第18条関係）

種類					離隔距離(cm)					備考
					入力	上方	側方	前方	後方	
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のも	—	250	200	300	200			
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150			
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100			
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のも	—	250	200	300	200			
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100			
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50			
ふろがま	気体燃料以外	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものに	—	15	15	15	注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cm

		あつては42kW以下)					とする。
	内がま	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	—	60	—	
浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	15	15	
	外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつ	—	15	60	15	

			ものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)			
		内がま	21kW以下(ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)	—	15	60
		密閉式	21kW以下(ふる用以外のバーナーをもつ	—	2 注	2
						2

				もの あつて は当該 バーナ ーが70 kW以下 であつ て、か つ、ふ ろ用バ ーナー が21kW 以下)				
	屋外用			21kW以 下（ふ ろ用以 外のバ ーナー をもつ ものに あつて は当該 バーナ ーが70 kW以下 であつ て、か つ、ふ ろ用バ ーナー が21kW 以下)	60	15	15	15
不 燃	半 密 閉 式	浴 室 内 設 置	外がまでバーナー 取り出し口のない もの	21kW以 下（ふ ろ用以 外のバ ーナー をもつ	—	4.5 注	—	4.5

		ものにあつては42kW以下)				
	内がま	21kW以下(ふる用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	—	—	—
浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下(ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)	—	4.5	—	4.5
	外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下(ふる用以外のバーナー	—	4.5	—	4.5

			をもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)				
		内がま	21kW以下（ふる用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)	—	—	—	—
		密閉式	21kW以下（ふる用以外のバーナー	—	2注	—	2

		をもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)				
	屋外用	21kW以下(ふる用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)	30	4.5	—	4.5
液体燃料	不燃以外	39kW以下	60	15	15	15
	不燃	39kW以下	50	5	—	5
	上記に分類されないもの	—	60	15	60	15

温風暖房機	気体燃料以外・不燃	不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。			
					強制対流型の	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150		15		
						温風を全周方向に吹き出すもの	26kWを超え70kW以下	100	15	100		15	注1	
							26kW以下	100	150	150		150		
						強制排気型	26kW以下	60	10	100		10		
					密閉式		強制給排気型	26kW以下	60	10		100	10	
					不燃	半密閉式	強制対流型の	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80		5	—	5
								温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80		150	—	150
									強制排気型	26kW以下		50	5	—
								密閉式	強制給排気型	26kW以下		50	5	—
上記に分類されないもの						—	100	60	60	60	注2			
厨房設備	気体燃料以外	不燃	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、 キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付	14kW以下	100	15	15	15	注 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。			

			こんろ							
			据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注		
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0		
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0		
	上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100		
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50		
ボイラ	気体燃料以外	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
			フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
		半密閉式			12kWを超え42kW以下	—	15	15	15	
					12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
		密閉式			42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15	15		
			フードを付ける場合	42kW以下	15	15	15	15		
		不燃	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5	
			半密閉式			42kW以下	—	4.5	—	4.5

					下							
					密閉式	42kW 以下	4.5	4.5	—	4.5		
			屋外用		フードを付けない場合	42kW 以下	30	4.5	—	4.5		
					フードを付ける場合	42kW 以下	10	4.5	—	4.5		
液体燃料	不燃以外				12kW を超え 70kW 以下	60	15	15	15			
					12kW 以下	40	4.5	15	4.5			
	不燃				12kW を超え 70kW 以下	50	5	—	5			
					12kW 以下	20	1.5	—	1.5			
上記に分類されないもの					23kW を超える	120	45	150	45			
					23kW 以下	120	30	100	30			
スト ー ブ	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	バー ナー が 露 出	壁掛け型、つり下げ型	7kW 以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方向に集中する場合には 60cm とする。	
			半密閉式・密閉式	バー ナー が 隠 ぺい	自然対流型	19kW 以下	60	4.5	4.5	4.5		注
			開放式	バー ナー が 露 出	壁掛け型、つり下げ型	7kW 以下	15	15	80	4.5		
			半密閉式・密閉式	バー ナー が 隠 ぺい	自然対流型	19kW 以下	60	4.5	4.5	4.5		注

液体燃料以外	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	15
	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	5
	上記に分類されないもの					—	150	100	150
乾燥設備	気体燃料以外	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
				5.8kW以下	15	4.5	—	4.5	
	上記に分類されないもの	内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50		
			内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30	
簡易湯沸設備	気体燃料以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
				フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5
				フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5
	半密閉式		12kW以下	—	4.5	4.5	4.5		
	密閉式	常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		

			瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用		フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15
				フードを付ける場合	12kW以下	15	15	15	15
不燃	開放式	常圧貯蔵型		フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5
		瞬間型		フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
		半密閉式			12kW以下	—	4.5	—	4.5
	密閉式	常圧貯蔵型			12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
		瞬間型		調理台型	12kW以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
		屋外用		フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
液体燃料	不燃以外				12kW以下	40	4.5	15	4.5
	不燃				12kW以下	20	1.5	—	1.5
給湯湯沸設備	気体燃料以外	不燃	半密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	15	15	15
				瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	15	15	15

	密閉式	常圧貯蔵型		12kWを 超え42 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
		瞬間 型	調理台型		12kWを 超え70 kW以下	—	0	—	0	
			壁掛け型、据 置型		12kWを 超え70 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	屋外用	常圧 貯蔵 型	フードを付け ない場合		12kWを 超え42 kW以下	60	15	15	15	
			フードを付け る場合		12kWを 超え42 kW以下	15	15	15	15	
		瞬間 型	フードを付け ない場合		12kWを 超え70 kW以下	60	15	15	15	
			フードを付け る場合		12kWを 超え70 kW以下	15	15	15	15	
	不 燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを 超え42 kW以下	—	4.5	—	4.5	
			瞬間型		12kWを 超え70 kW以下	—	4.5	—	4.5	
		密閉式	常圧貯蔵型		12kWを 超え42 kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
			瞬間 型	調理台型		12kWを 超え70 kW以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据 置型		12kWを 超え70 kW以下	4.5	4.5	—	4.5
屋外用		常圧 貯蔵	フードを付け ない場合		12kWを 超え42	30	4.5	—	4.5	

			型		kW 以下						
				フードを付ける場合	12kW を超え 42kW 以下	10	4.5	—	4.5		
			瞬間型	フードを付けない場合	12kW を超え 70kW 以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	12kW を超え 70kW 以下	10	4.5	—	4.5		
液体燃料	不燃以外				12kW を超え 70kW 以下	60	15	15	15		
液体燃料	不燃				12kW を超え 70kW 以下	50	5	—	5		
	上記に分類されないもの					—	60	15	60	15	
移動式ストーブ	気体燃料以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW 以下	100	30	100	4.5	注 1 : 熱対流方向が一方向に集中する場合にはあっては 60cm とする。 注 2 : 方向性を有するものにはあっては 100cm とする。	
				全周放射型	7 kW 以下	100	100	100	100		
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 kW 以下	100	4.5	4.5	4.5		注 1
				強制対流型	7 kW 以下	4.5	4.5	60	4.5		
	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW 以下	80	15	80	4.5		
				全周放射型	7 kW 以下	80	80	80	80		
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 kW 以下	80	4.5	4.5	4.5		注 1
				強制対流型	7 kW 以下	4.5	4.5	60	4.5		
液体燃料以外	開放式	放射型		7 kW 以下	100	50	100	20			
		自然対流型		7 kW を超え 12kW 以下	150	100	100	100			

					7 kW 以下	100	50	50	50	
			強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	12kW 以下	100	15	100	15	
				温風を全周方向に吹き出すもの	7 kW を超え 12 kW 以下	100	150	150	150	
					7 kW 以下	100	100	100	100	
	不燃	開放式	放射型		7 kW 以下	80	30	—	5	
			自然対流型		7 kW を超え 12 kW 以下	120	100	—	100	
					7 kW 以下	80	30	—	30	
			強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	12kW 以下	80	5	—	5	
				温風を全周方向に吹き出すもの	7 kW を超え 12 kW 以下	80	150	—	150	
					7 kW 以下	80	100	—	100	
		固体燃料			—	100	50	50	50	注 2 注 2 注 2
調理器具	気体燃料以外	開放式	バーナーが露出	卓上型 こんろ (1口)	5.8kW 以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

		卓上型 こんろ (2口 以 上)・ グリル 付こん ろ・グ リドル 付こん ろ	14kW以 下	100	15 注	15	15 注
バ ナ が 隠 ぺ い	加 熱 部 が 隠 開 放	卓上型 グリル	7kW以 下	100	15	15	15
	加 熱 部 が 隠 い	卓上型 オーブ ン・グ リル (フー ドを付 けない 場合)	7kW以 下	50	4.5	4.5	4.5
		卓上型 オーブ ン・グ リル (フー ドを付 ける場 合)	7kW以 下	15	4.5	4.5	4.5
		炊飯器 (炊飯 容量4 リット ル以 下)	4.7kW以 下	30	10	10	10
		圧力調 理器	—	30	10	10	10

			(内容積 10リットル以下)						
不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型 こんろ (1口)	5.8kW以下	80	0	—	0	
			卓上型 こんろ (2口以上)・ グリル 付こん ろ・グ リドル 付こん ろ	14kW以下	80	0	—	0	
		バー ナー が 隠 ぺい	加熱 部が 開放	卓上型 グリル 下	7kW以下	80	0	—	0
			加熱 部が 隠 ぺい	卓上型 オーブ ン・グ リル (フー ドを付 けない 場合)	7kW以下	30	4.5	—	4.5
			卓上型 オーブ ン・グ リル (フー ドを付 ける場	7kW以下	10	4.5	—	4.5	

					合)					
					炊飯器 (炊飯 容量4 リット ル以下)	4.7kW 以下	15	4.5	—	4.5
					圧力調 理器 (内容 積10 リット ル以下)		15	4.5	—	4.5
移 動 式 こ ん ろ	液 体 燃 料	不燃以外				6kW以 下	100	15	15	15
		不燃				6kW以 下	80	0	—	0
		固体燃料				—	100	30	30	30
電 気 温 風 機	電 気	不燃以外				2kW以 下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注
		不燃				2kW以 下	0 注	0 注	— 注	0 注
										注：温風の吹 き出し方向に あつては60cm とする。
電 気 調 理 用 機 器	電 気	不燃以外	電 気 こ ん ろ 、 電 気 レ ン ジ 、 電 気 誘 導 加 熱 式 調 理 器 (こ ん ろ 形 態 の も の に 限 る。)	こ ん ろ 部 分 の 全 部 又 は 一 部 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 で ない も の	こ ん ろ 部 分 の 全 部 又 は 一 部 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 で ない も の	4.8kW 以下 (1口 当たり 2kWを 超え3 kW以 下)	100	2	2	2
						4.8kW 以下 (1口 当たり 1kWを	100	2	2	2
							—	20 注1	—	20 注1
							—	10 注2	—	10 注2
							—	15 注1	—	15 注1
										注1：機器本 体上方の側方 又は後方の離 隔距離（こ んろ部分が電 磁誘導加熱式 調理器でない 場合における 発熱体の外周 からの距離） を示す。 注2：機器本 体上方の側方

			超え 2 kW 以 下)	—	10 注 2	—	10 注 2	又は後方の離 隔距離（こん ろ部分が電磁 誘導加熱式調 理器の場合に おける発熱体 の外周からの 距離）を示 す。	
			4.8kW 以 下 (1口 当たり 1kW以 下)	100	2	2	2		
			こんろ部分の全 部が電磁誘導加 熱式調理器のも の	5.8kW 以 下 (1口 当たり 3.3kW 以下)	100	2	2		2
					—	10 注 2	—		10 注 2
不燃	電気こん ろ、電気レ ンジ、電磁 誘導加熱式 調理器（こ んろ形態の ものに限 る。）	こんろ部分の全 部又は一部が電 磁誘導加熱式調 理器でないもの	4.8kW 以 下 (1口 当たり 3kW以 下)	80	0	—	0		
					—	0 注 1 注 2	—	0 注 1 注 2	

			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下 (1口当たり 3.3kW以下)	80	0	—	0	
						0	—	0	
						注2	—	注2	
電気	不燃以外			2kW以下	10	4.5	4.5	4.5	注：排気口面 にあつては10 cmとする。
電気	不燃			2kW以下	10	4.5	—	4.5	
電気	不燃以外	電熱装置を有するもの		2kW以下	10	4.5	4.5	4.5	注：排気口面 にあつては10 cmとする。
電気	不燃	電熱装置を有するもの		2kW以下	10	4.5	—	4.5	
電気	不燃以外		前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	30	100	4.5	
電気			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	100	100	100	
電気			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
電気	不燃		前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	15	—	4.5	
電気			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	80	—	80	
電気									

			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	0	—	0	
電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。